

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和3年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和2年12月7日

世 田 谷 区

1 業務概要

(1) 件名

朝学習・国語・教科「日本語」に係る教材作成及び添削等業務委託

(2) 目的

朝の学習時間を活用して、新聞の社説の要約等の学習により、区立中学校生徒の社会への関心を高めるとともに、情報を読み取り表現する力等のことばの力を高める朝学習・国語・教科「日本語」を実施する。実施にあたり、教材となるワークシートの作成及び生徒が要約を記入したワークシートの添削等業務を委託する。

(3) 業務内容

朝学習・国語・教科「日本語」の教材となるワークシート（以下「ワークシート」という。）の作成及び送付

世田谷区立中学校（29校）第2学年生徒（約3,800名）が要約を記入したワークシートの添削及び寸評の記入

添削・寸評記入済みワークシートの送付

(4) 契約期間

令和3年4月26日（月）から令和4年3月31日（木）まで

ただし、契約については、令和3年度予算配当を条件とする。

令和4年度、令和5年度についても、本事業に係る予算配当があること及び業務の履行が良好であることを条件に、引き続き同じ事業者と随意契約を締結する予定である。

添削業務等履行期間は令和3年5月17日（月）から令和4年3月31日（木）までとする。

2 参加資格

以下の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格を有していること、または第一次審査時までには有する見込みであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないものであること、及び同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止を受けている期間中でないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (5) 都道府県民税、市町村民税に滞納がないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみを行うものとする。

4 提案書を特定するための評価基準

以下の観点に基づき個別に評価し、結果を集計し総合的に判断する。

- (1) 取組方針は、本業務の趣旨を踏まえた適切なものとなっているか
- (2) 業務を円滑に実施するための体制(ワークシートの作成及び添削・寸評記入業務の実施体制、労務管理の体制)が整備されているか
- (3) 緊急時の連絡体制(事故や苦情等への対応)、危機管理体制、教育指導課との連絡・連携体制が整備されているか
- (4) 添削・寸評記入業務従事者の配置方法・配置基準(経験年数・保有する資格等)・研修体制は適切であるか
- (5) ワークシートの素材となる社説の選択及びワークシートの作成にあたっての視点・工夫、ワークシートの帳票案の内容が適切であるか
- (6) 添削・寸評記入業務を行うにあたっての視点・工夫(生徒の意欲を向上させるための工夫等)は適切であるか
- (7) 添削・寸評記入実施後の評価についての考え方・手法は適切であるか
- (8) 業務実施の計画(事業の開始準備及び事業実施についての計画)は妥当で、また効果的なものとなっているか
- (9) その他の提案事項が、業務を実施するうえで有効なものであるか
- (10) 類似業務に係る受託実績等は本業務を実施するのに十分であるか
- (11) 受託経費の見積額は事業内容と照らして妥当であるか
- (12) 事業者の経営(財政)状況は適正であるか

5 手続等

(1) 担当部課

世田谷区教育委員会事務局教育指導課(第2庁舎3階36番窓口)

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号

電話: 03-5432-2724

ファクシミリ: 03-5432-3041

E-mail: SEA02251@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 提案条件説明書の交付期間、場所および方法

期間 令和2年12月7日(月)から令和2年12月18日(金)まで

(土・日曜日、祝日を除く)

時間 午前9時から午後5時まで。

方法 教育指導課の窓口配付または世田谷区のホームページからのダウンロードによる

(3) 参加表明書の提出期限、提出先及び方法等

期 限 令和2年12月18日(金)午後5時まで

提出先 世田谷区教育委員会事務局教育指導課

〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号

(世田谷区役所第2庁舎3階36番窓口)

方 法 持参または郵送(締切日必着、簡易書留に限る)による。

郵送による場合は、到着確認のための電話連絡も行うこと。

提出書類及び部数

ア 別紙1「公募型プロポーザル参加表明書」【原本 1部】

イ 履歴事項全部証明書(登記簿謄本)【原本 1部】

ウ 納税証明書【原本 各1部】

エ 『法人事業税・特別税』

市町村及び都税・県税事務所が発行するもの

オ 『その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明』

税務署が発行するもの

辞退 参加表明後に、何らかの事情により辞退する場合は、別紙2「公募型プロポーザル参加辞退届」を提出すること。

(4) 提案書の提出期限、提出先及び方法等

期 限 令和3年1月18日(月)午後5時まで

提出先 世田谷区教育委員会事務局教育指導課

〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号

(世田谷区役所第2庁舎3階36番窓口)

方 法 持参または郵送(締切日必着、簡易書留に限る)による。

郵送による場合は、到着確認のための電話連絡も行うこと。

提出書類及び部数

ア 提案書【原本1部、副本6部】

イ 最新年度(期)の財務状況がわかる資料(貸借対照表、財産目録、損益計算書)【各1部】

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金は免除。

(3) 契約書の作成を要する。

(4) 本業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定は有り(同一事業 令和4年度から令和5年度)。ただし、各年度の予算の配当を条件とする。また、契約の履行状況等により、随意契約を締結しない場合がある。

(5) 本プロポーザルは、事業者の選定のみを目的とし、提案書の内容に区は拘束されない。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口は教育指導課とする。

(7) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。

- (8) 事業者からの提出物は返却しない。
- (9) 当該案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を区が公表することについて了承の上で参加することができる。
- (10) 本業務に係る契約締結は、当該業務に係る令和3年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とする。
- (11) 企画提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該企画提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。また、成果物の著作権は区に帰属する。
- (12) 詳細は説明書による。